

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人（以下「会」という。）は、一般社団法人京都府指定自動車教習所協会と称する。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を、京都府京都市に置く。

2 この会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、会員及び関係機関との緊密な連携により、善良にして優秀な自動車運転者等の育成と地域への交通安全思想の普及、教習消費者の保護、教習所業に関する職員等の需給の調整並びに地球温暖化防止思想の普及を図り、もって道路交通の安全と社会公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自動車教習所の運営の適正化に関する調査研究
- (2) 自動車の安全運転に関する教習方法についての調査研究
- (3) 自動車教習所職員等の教養訓練施策の実施
- (4) 適正な自動車教習及び交通安全に関する図書類の斡旋及び販売
- (5) 地域における交通安全思想の普及に関する活動の実施及び支援
- (6) 関係機関・団体との連絡協調による交通安全知識及び技能の向上施策の実施
- (7) 交通功労者等の表彰
- (8) 指定自動車教習所公正取引協議会京都府支部活動の支援
- (9) 教習所職員等に係る職業の紹介等
- (10) 教習消費者保護施策の実施
- (11) エコドライブ等地球温暖化防止思想の普及に関する活動の実施及び支援
- (12) その他この会の目的を達成するための必要な事業

第3章 会 員

(会の構成員)

第5条 この会に次の会員を置く。

- (1) 普通会員 この会の目的に賛同して、入会した京都府公安委員会指定の自動車教習所
- (2) 特別会員 この会に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推せんされたもの。

2 前項の会員のうち普通会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(会費)

第6条 普通会員は、社員総会（以下「総会」という。）において別に定める会費を納入しなければならない。

2 この会の運営上、特に必要があると認めるときは、総会の議決を経て、普通会員から臨時に会費を徴収することができる。

(入会)

第7条 この会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、第5条第1項第2号に規定する特別会員は、この限りではない。

(入会金)

第8条 新たに入会の承認を得た普通会員は、入会金を納入しなければならない。

2 入会金の額は、理事会の議決によって定める。

(退会)

第9条 会員は、その旨を会長に届け出て、退会することができる。

2 会員が指定自動車教習所事業を廃止し、又は公安委員会から指定を解除されたときは退会したものとみなす。

(除名)

第10条 会員であって、次の各号の一に該当するものは、総会において総会員の4分の3以上の議決により、除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の一週間前までに通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会の名誉を著しく毀損し、又は信用を失わせるような行為があったとき。
- (2) この定款に反するような行為があったとき。
- (3) この会の円満な運営を著しく妨害するような行為があったとき。

(権利の喪失と義務の履行)

第 11 条 会員は、前 2 条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 6 条の支払い義務を 2 年間以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 法人会員が解散したとき。

2 前項の場合に至った会員に対する既納の会費その他の拠出金品は、返納しないものとする。ただし、在会中の義務は履行しなければならない。

第 4 章 役員及び職員

(役員の種類)

第 12 条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 専務理事 1 名
- (4) 理事 7 名以上 8 名以下（会長、副会長及び専務理事を含む。）
- (5) 監事 2 名

2 前項の会長、副会長をもって代表理事とし、専務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 13 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によつて理事の中から選任する。
- 3 専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第 14 条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この会の業務を分担執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 15 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 理事及び監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(報酬等)

第16条 理事及び監事に対して、総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員解任)

第17条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問及び参与)

第18条 この会に顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推せんによって会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の要請により会議に出席して意見を述べるすることができる。

(事務局及び職員)

第19条 この会に、事務局を設け職員若干名を置く。

2 重要な職員は、別に定めるところにより、理事会がこれを任免する。

第5章 総会

(構成)

第20条 総会は、普通会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第21条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 事業計画の決定及び事業報告の承認

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第22条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、理事会が必要と認めたときに臨時総会を開催する。

2 臨時総会は、理事会の決議のほか普通会員の5分の1以上の連名をもって会議の目的たる事項を示して請求のあったときに、開催する。

(定足数)

第23条 会議は、これを構成する普通会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することはできない。

(招集)

第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 招集するには、総会を構成する者に対し、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示して、7日前までに、文書をもって通知しなければならない。

3 普通会員の議決権の5分1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第25条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第26条 総会における議決権は、普通会員1名につき1個とする。

(決議)

第27条 会議の議事は、この定款の別段の定めがある場合を除き、出席普通会員の議決権の過半数をもって行う。

2 第21条第1項の第1号、第2号における監事の解任、第5号、第6号及び法令で定められた事項は、普通会員の過半数以上の出席により普通会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第28条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第 29 条 この会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告)

第 34 条 会長、副会長及び専務理事は、自己の職務執行状況を毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 その他の会議

(協議会)

第 36 条 この会に、連絡調整のための協議会を置く。

2 協議会は、会員校所の代表、設置者及び管理者で構成し、開催等は別に定めるところによる。

3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。

(専門委員会)

第 37 条 会長が必要と認めるときは、理事会の議決を経て、この会に専門委員会を設けることができる。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 38 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(予算及び決算)

第 39 条 この会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え付けておくものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の書類については、定期総会に提出し、第 1 号及び第 3 号の書類についてはその内容を報告し、第 4 号及び第 5 号の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を事務所に備え付けておくものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会の決議をもって変更することができる。

(解散・残余財産の処分)

第 42 条 この会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

- 2 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 3 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、京都府において発行する京都新聞に掲載する方法による。

第11章 雑則

(委任)

第44条 この定款の施行において、専門的、技術的に必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は石田幸夫、副会長は滝口博司及び臼井勝俊とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。